明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正した件（国土交通五七）　一
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　七
国家試験
平成二十三年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生関係　三
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第五十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年一月二十日

国土交通大臣　大畠　章宏

1の表を次のように改める。

会計	勘定	項	目	摘要
一般会計	海岸環境整備事業費	総合的物流体系整備推進費	港湾機能高度化施設整備費補助金	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾（以下「地方港湾」という。）に係る事業に限る。
		海岸環境整備事業費補助	港湾法第二条第二項に規定する重要港湾（以下「重要港湾」という。）に係るものを除く。	
	海岸事業費	北海道開発事業費	海岸保全施設整備事業費補助	地方港湾に係るものに限る。
	離島振興事業費	沖縄開発事業費	海岸事業費補助	地方港湾に係るものに限る。
	住宅対策事業費	北海道開発事業費	公営住宅建設費等補助	
	住宅防災事業費	北海道開発事業費	住宅市街地総合整備促進事業費補助（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費補助を除く。）	住宅市街地総合整備事業の整備計画に基づく事業（密集市街地整備型の事業を除く。）、住宅市街地基盤整備事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修支援センターの施行に係るものを除く。）に限る。
	住宅対策諸費	災害対策等緊急事業推進費		
		住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費補助を除く。）		
	都市水環境整備事業費	北海道開発事業費	緑地環境整備総合支援事業費補助	
	都市水環境整備事業費	住宅対策諸費	特定賃貸住宅建設融資利子補給補助	
			農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金	
			都市水環境整備事業費補助（下水道関連公共施設整備促進事業費補助に限る。）	社会資本整備事業特別会計治水勘定における対象事業に相当するものに限る。